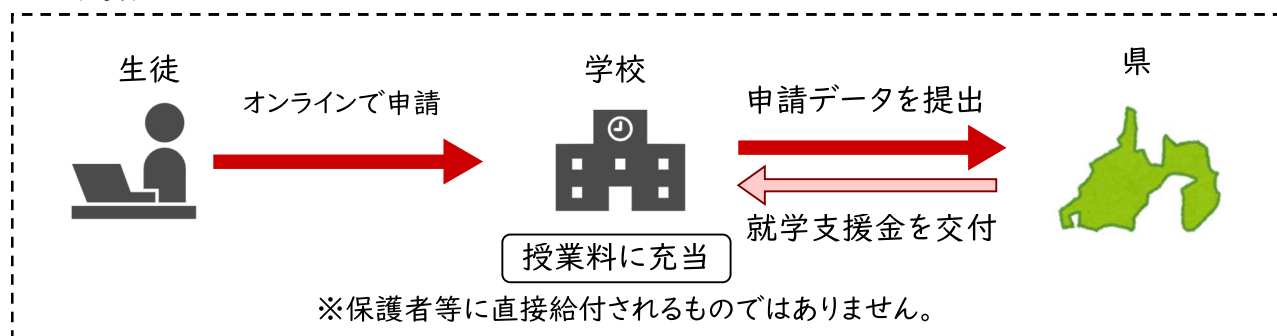


【就学支援金(授業料の実質無償化)の申請について】

(1) 「高等学校等就学支援金」とは…

保護者等の所得金額が一定額未満の世帯に対し、国が生徒に変わり高等学校等の授業料を負担する「授業料の実質無償化制度」です。支給対象になる、ならないにかかわらず、全員が申請する必要があります。

<支給イメージ>



※就学支援金の支給対象となった場合も、授業料以外の諸会費(修学旅行積立金等)はお支払いいただく必要があります。

(2) 対象となる要件とは？

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は終了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月(定時制課程・通信制課程は48月)を超えていないこと。
- ④ 保護者等の「課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満※の世帯であること。
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

○ 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額(市町村によっては「税額控除額」)」の確認方法
課税証明書や、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

<対象者の年収目安は年収910万円程度未満です>

※ 家族構成が父・母・高校生(16歳以上)1人・中学生1人で、保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合の目安です。

あくまで目安であり、扶養人数や各種控除等によって変動があります。



県内公立高校では毎年約80%の生徒が就学支援金の認定を受けています。

申請方法は次ページを御覧ください。
≪全員が申請処理を行う必要があります≫

(3) 申請期限と申請方法等

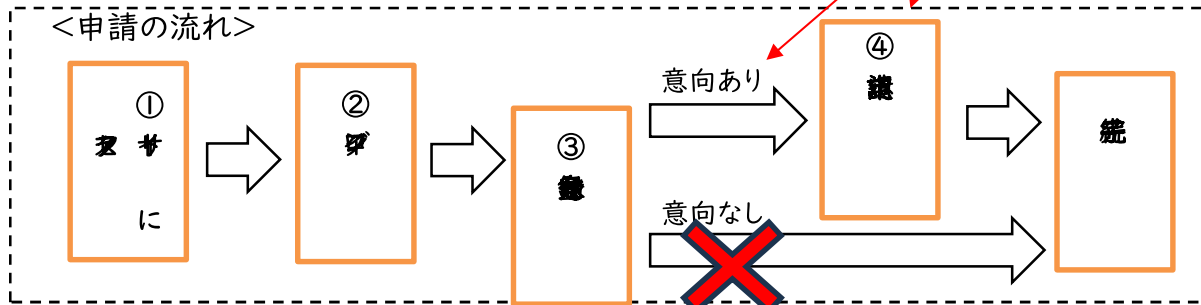
ア. 申請期日 令和 7 年 4 月 11 日(金)

注意:期限を過ぎると4月から受給できなくなる場合があります。

イ. 申請方法 オンライン申請

いわゆる「授業料の実質無償化」(所得制限の実質的な撤廃)のため、全員「意向あり」として認定申請してください!!

<申請の流れ>



① サイト(e-Shien)にアクセス

以下のURL又は右のQRコードよりアクセスします。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>



← 申請はこちらから

② ログイン

ログインID・パスワードは入学式受付時に配布します。

入力を5回誤るとアカウントがロックされます。ロックされた場合は事務室へ御連絡ください。

③ 意向登録(~~全員~~必須登録)

~~就学支援金の支給を希望する「意向あり」か、希望しない「意向なし」かを選択します。~~

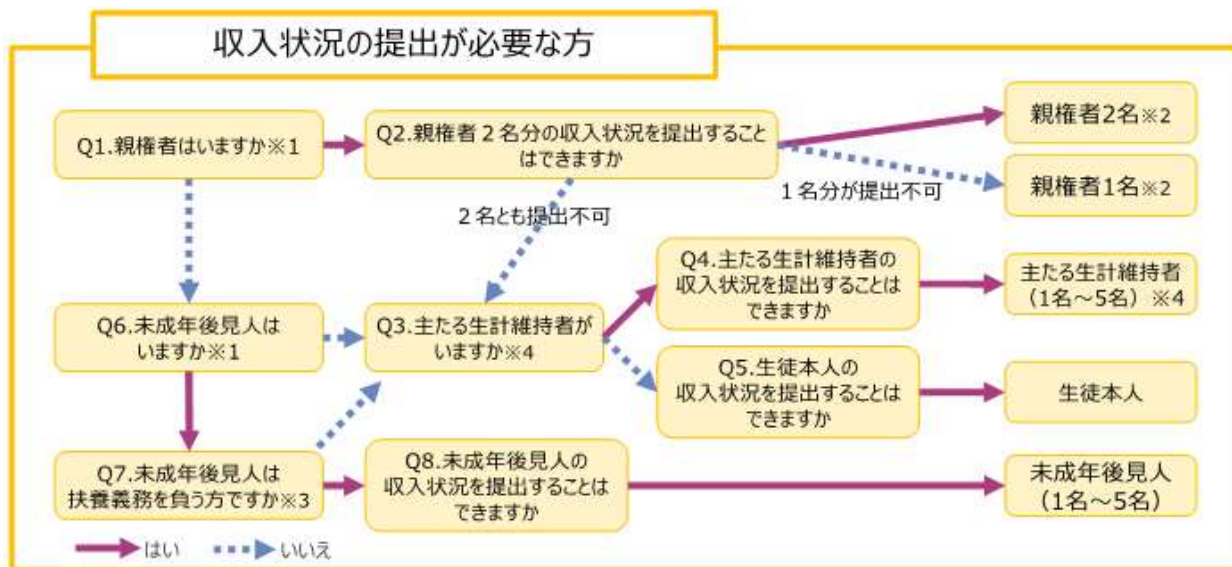
~~意向なしの方(授業料を払う方)は、以上で終了となります。~~

全員「意向あり」と登録し、④に進んでください。「意向あり」を登録しない場合はいわゆる「高校無償化」制度適用外となってしまうため、全員「意向あり」で初期設定しています。そのまま④に進んで認定申請してください。

④ 認定申請(受給希望者のみ) (~~全員~~必須登録)

(1) 生徒情報、学校情報等を確認・入力してください。

保護者等情報は、収入状況(個人番号の入力等)の提出が必要な保護者等全員分の入力が必要です。



※1 生徒が成人(18歳以上)である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出が不要となる場合があります。詳細は、学校に御相談ください。
・失踪やDV等のやむを得ない理由により個人番号等の情報提供を受けることが困難な場合
・日本国内に住所を有しない等個人番号の指定を受けていない場合 等

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人(18歳以上)であり、入学時は未成年だった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

(2) 収入状況提出のため、個人番号（マイナンバー）を入力してください。

e-shien の申請画面に保護者等の個人番号を入力いただきます。入学時に一度入力いただければ、毎年7月に個人番号を再入力いただく必要はありません。

※提出いただいた個人番号は就学支援金審査にのみ利用します。

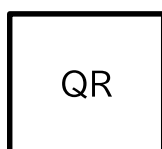
※個人番号の入力を希望しない方は、市役所等で課税証明書等を取得し事務室に提出することもできます。事前に事務室へご相談ください。

※生徒本人の個人番号を提出する場合（親権者がいない場合等）は事前に事務室にご相談ください。

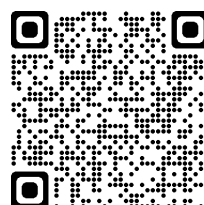
(4) オンライン申請システム（e-Shien）の操作方法について

申請方法の詳細は「e-Shien 申請者向け利用マニュアル②新規申請編」を御覧ください。マニュアルは申請画面の右上のヘルプから確認することが可能です。

また、不明点のご質問はチャットボットによる質疑応答が便利です。



e-Shien マニュアル②新規申請編



e-Shien チャットボット（質問回答）

(5) 補足事項

- ① 認定結果は7月上旬頃に通知します。e-Shien の画面からも確認可能です。
- ② 離婚・再婚等により保護者情報に変更となった場合は、就学支援金認定内容の変更が必要となるため、すみやかに事務室へ連絡してください。
- ③ 収入の修正申告や税額の更正決定等により課税標準額や調整控除の額が変更された場合は、市町村から発出される地方住民税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請することで、遡及審査（再審査）が可能となります。
審査を希望する場合は、事務室に届け出てください。
- ④ 現在、国で「所得制限のない授業料無償化」の実現に向けた調整が行われております。
実現した場合、授業料の支払が不要（既に支払済の場合は還付）となります。詳細は制度が決定次第改めて御案内いたします。

(6) 授業料徴収金額（就学支援金を希望しなかった方・希望したが不認定だった方）

授業料を負担していただく場合の金額は次のとおりです。

期別	口座引落日	徴収対象月	金額
1期	7月31日	4月～6月分	29,700円
2期	10月31日	7月～11月分	49,500円
3期	1月31日※	12月～3月分	39,600円

※令和7年度は土曜日のため2月2日になります。

(7) 家計急変世帯への支援

就学支援金が所得制限超過により支給対象とならない場合であっても、保護者等が急な失職・倒産等の状況にあり、直近の世帯の収入が年収 590 万円未満相当まで減少した場合は、授業料の支援を受けられる場合があります。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(8) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間（全日制 36 月、定時制・通信制 48 月）の経過後も、保護者の所得が就学支援金制度と同様に、所得制限額未満の場合には一定期間（最大 24 月）支援金を支給します。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(9) その他

御不明な点につきましては、事務室（電話番号：(054)－245－5466）へお問い合わせください。